

児童扶養手当の加算額が増額されます

問 こども家庭課
☎内線1733

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

【第2子】月額5千円→最大で月額1万円に 【第3子以降】月額3千円→最大で月額6千円に

子どもが1人の場合	子ども2人目の加算額	子ども3人目以降の加算額(1人につき)
全部支給：42,330円	定額5,000円→全部支給：10,000円	定額3,000円→全部支給：6,000円
一部支給：42,320円～9,990円 (所得に応じて決定されます)	一部支給：9,990円～5,000円 (所得に応じて決定されます)	一部支給：5,990円～3,000円 (所得に応じて決定されます)

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。

児童扶養手当とは

児童扶養手当制度は、父母の離婚などにより父親又は母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)に対し、生活の安定と児童の健全な成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当の申請

◆支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒をみていること)しているひとり親家庭の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方(養育者が手当を受けることができます)。

※「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳年度末)までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同程度以上の障がい)がある場合は20歳未満までとなります。

◆支給の対象となる児童

①父母が婚姻を解消した児童

②父又は母が死亡した児童

③父又は母が一定の障がいの状態にある児童

④父又は母の生死が明らかでない児童

⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦父又は母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童

⑧母が婚姻によらないで生まれた児童

⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

◆児童扶養手当の支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

◆必要な書類(認定請求書に必要な書類)

認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付することになります。手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、こども家庭課までお問い合わせください。

◆所得制限

受給資格者、その配偶

者または同居(世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父・母・子・兄弟など)の前年の所得が一定額以上であるときはその年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに届出てください。

◆現況届

受付期間：8月17(水)～23日(火)※8月20日(土)・21日(日)も実施。

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなり、2年間この届を出さないと資格を失います。また、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(提出の必要のある方には、6月に郵送していただきます。受給から5年経過する等の要件に該当する場合、就労状況などを毎年確認することになっています)を現況届に併せて提出してください。

※現況届はこども家庭課から郵送します。8月中の提出となっています。必要な添付書類については、同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期限内に忘れずに提出してください。

◆資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていないくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護又は養育しなくなったとき
- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父又は母が帰宅したときなど

◆その他の届出

氏名・住所・支払金融機関変更届など